### 第1回川口市協働推進委員会

令和2年2月5日(水)10時00分 かわぐち市民パートナーステーション会議室1

#### 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付式
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 正副委員長の選任(互選)について
- 6 諮 問
- 7 議事
- (1)報告事項
- ア 川口市における協働の現状について
- (2) その他
- 8 閉 会

#### 配布資料一覧

資料 No. 1 川口市協働推進委員会委員名簿

資料 No.2 川口市における協働の現状について

資料 No.3 諮問書(写)「本市における協働の推進に関する施策について(諮問)」

参考資料1 通称まちはみんなでつくるもの条例 (緑リーフレット)

参考資料 2 川口市協働推進条例 (通称まちはみんなでつくるもの条例) の手引き参考

参考資料3 答申書(写)「本市における協働の環境づくりと啓発について(答申)」

### 川口市協働推進委員会委員被委嘱者名簿

(任期:令和元年7月1日~令和3年6月30日)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等	
1 号 委 員	大沼 早苗	市民(公募)	
	岩城 きみ江	市民(公募)	
	添田 朋子	市民(公募)	
	加藤 善幸	市民(公募)	
	山田 潤三	市民(公募)	
	石田 七瀬	川口の男女共同参画を考える会 NANASE株式会社 代表取締役	
2 号 委 員	邉田 武久	前・朝日東地区連合町会長 前・弥平2丁目町会長	
市内の民間団体から選出された者	高橋 英彰	川口商工会議所 青年部 (有)サービスセンター白備 常務取締役	
	別府さつき	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会事務局長	
3 号 委 員 知 識 経 験 者	國分 洋太	株式会社国商 代表取締役	
	草栁 喜好	JAさいたま農協 理事 有限会社草栁 代表取締役社長	
71° 12° 12° 12° 12° 12° 12° 12° 12° 12° 1	荻山 孝夫	(川口新郷工業団地協同組合) 株式会社岩宗鋳造所 代表取締役	
4 号 委 員 学 識 経 験 者	石阪 督規	埼玉大学 教育機構 基盤教育研究センター 教授	

# 川口市協働推進条例について

名称: 川口市協働推進条例(通称 まちはみんなでつくるもの条例)

施行: 平成24年4月1日施行 (第11条~13条は、附則ただし書及び当該規則によりH25.4.1施行)

概要: 多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めた条例

目

川口市自治基本条例に定める「自治の実現」のため、

- ①協働の基本理念
- ②協働を推進するための原則
- ③市民等及び市の役割

的

その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

**基本理念** 

- (1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- (2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

協働の原

市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。

市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

# 川口市協働推進条例について

その他

【市民等の役割】(第5条)

【市の役割】(第6条)

【協働の人づくり】(第7条)

【協働の提案】(第8条)

【地域における協働の仕組みづくり】(第9条)

【協働を推進する体制の整備】(第10条)

【協働推進委員会の設置】等(第11条~13条)

【国等との連携】(第14条)

【その他】(第15、16条)

## 【主な特徴】

- 通称がある 「まちはみんなでつくるもの条例」
- ・理念条例 →目指すべき姿を規定 (それに対し、横浜市市民協働条例のような、協働事業の選定、協働契約などの手続きを定めた手続条例がある)
- ・対象の市民である「地縁」にマンション管理組合を想定している
- ・市民等同士がともに行う活動を、協働の基盤としている

など

# 川口市協働推進委員会について

### 【諮問事項1】

「川口市における協働の総合的な推進について(諮問)」(平成25年7月23日)

(略) この協働推進条例が名実ともに協働の要として運用されているかの検証及び市民活動の更なる発展、活発化を目指した、協働の総合的な推進について、貴委員会に意見を求めます。

「川口市における協働の総合的な推進について(答申)」(平成27年3月27日) 当委員会は、(略)今回は次のとおり意見します。

- 1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと。
- 2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと。
- 3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること。

### 【継続審議】

川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例及び管理規則を一部改正について審議

⇒ 盛人大学がある「かわぐち市民パートナーステーション分室」を条例上で位置づけることとなった

# 【諮問事項2】

「盛人大学学旨の改正について(諮問)」(平成28年10月18日) 諮問事項 盛人大学学旨について見直し、新しい学旨を定めることについて

「盛人大学学旨の改正について(答申)(平成29年 6月28日)

盛人大学学旨について、「人、しごと、地域社会がともに輝く ~盛人による社会貢献のために~」を当委員会の意見として答申する。

(理由等) (略) 盛人大学学旨が定められた当初の経緯を尊重しつつ、盛人大学の目的の一つである盛人(50歳以上)の社会貢献が学旨から明確に伝わるもの、また、川口市協働推進条例の制定や第5次総合計画の将来都市像などを踏まえたものにすることが望ましいとの考えから(後略)

# 川口市協働推進委員会について

### 【諮問事項3】

「本市における協働の環境づくりと啓発について(諮問)」(平成29年11月24日)

(略) 平成25年7月23日に「川口市における協働の総合的な推進について」の諮問に対する答申において、協働の環境づくりや啓発、体制の整備が必要と答申されたことを受け、協働をよりいっそう推進するにあたり、貴委員会に意見を求めます。

「本市における協働の環境づくりと啓発について(答申)」(令和元年6月28日)

当委員会は、(略)今回は次のとおり意見します。

- 1 協働の啓発・育成として、市民や職員に協働の必要性やルール等を定期的に伝えること
- 2 情報発信として、協働事業や社会貢献団体の活動などについて、広報すること
- 3 協働の場作りとして、ボランティアやイベント等で世代を超えて参加しやすい仕組みをつくること
- 4 協働しやすい制度や体制を整備すること
- 5 協働の推進にあたって、行政の事業や地域の活動に外国人が参加しやすい仕組みを検討すること

# 背景や課題と効果について

## 【背景·課題】

- ・社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化 (少子高齢化、単身・核家族化、情報化、グローバル・フラット化、ライフスタイル多様化、地域コミュニティ希薄化など)
- ・地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化に対応する行政ニーズ
- ・得意分野・専門分野をもつNPO団体などの市民活動
  - ·市内NPO法人155団体(H31年3月末日)
  - ・かわぐち市民パートナーステーション登録296団体(H31年3月末日)
- ・地域コミュニティの重要性
- ・協働、共助社会への理解

### 【協働の効果】

- ・地域や専門分野など、細かいニーズに対応
- ・得意分野のノウハウを利用して適切に、迅速に対応
- ・行政コストの軽減にも繋がり、財政基盤の形成に寄与する
- ・行政と市民が目的目標を共有し、相互補完による、より効率的で効果的なまちづくり

# 【本市の主な協働事例】

- ・地域包括ケアシステム
- ·自主防災組織
- •学校応援団
- ・プレイリーダーハウス など・・

# 川口市における協働関連施策について

# 【ボランティアひとづくり基金】

ボランティア活動の支援及び広く社会に貢献する人材を育成する経費の財源に充てることを目的としている基金。 基金は、市の積立金のほか、市民からの寄附をもとに積立・運用

○基金の推移	積立	取崩	年度末残
24年度	624,843 円	4,182,499 円	90,723,656 円
25年度	724,085 円	5,418,775 円	86,028,966 円
26年度	286,625 円	5,418,158 円	80,897,433 円
27年度	127,622 円	4,066,967 円	76,958,088 円
28年度	483,419 円	3,572,546 円	73,868,961 円
29年度	111,182 円	4,374,883 円	69,605,260 円
30年度	86,621 円	4,963,163 円	64,728,738 円

# 【青少年ボランティア育成事業】

次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に実施する次の事業

- 1 こどもフリーさろん
- 2 夏休みこどもボランティアさろん
- 3 青少年ボランティアスクール
- 4 ボランティアポイント制度
- 5 通年ボランティア事業

# 川口市における協働関連施策について

# 【助成金事業】

- ○市民活動助成事業
- 市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、地域や社会の課題に新たに取り組む事業に対し、助成金を交付
- ○協働推進事業助成金

行政課題を解決するために市と協働を行う地縁の団体及び市民団体に対し、その取り組みに要する費用を助成することで、速やかな行政課題の解決と協働の担い手づくりを図る

### 【ボランティア見本市・広場】

ボランティア団体の活動紹介などで多くの市民の方にボランティアへの関心を高めていただけるよう実施。

併せて、団体間の交流を深め、共助の社会作り、協働の基盤づくりを推進する

ボランティア見本市:10月第3日曜日に、川口西公園(リリアパーク)等にて実施

ボランティア広場 : 年3回程度、かわぐち市民パートナーステーションにて実施

※10月第3日曜日は「川口市民ボランティアの日」(「日本一のボランティアのまち」をめざす)

# 川口市における協働関連施策について

## 【川口市協働推進員】

- 1. 地域の課題を解決しようとするNPOや自治会等の活動内容や強み、課題などを把握する。
- 2. 税理士や建築士などスキルやノウハウを地域の課題解決に活かしたい人、仕事で培った得意分野や人生経験を 活かして社会貢献したい人として、県に登録してある「専門家ボランティア」とのマッチング。
- 3. 本事業に関することについて地域住民やNPO等からの相談を受ける。
- 4. NPOや自治会等へ、必要に応じて「専門家」や「活動資金」をマッチングする。
- 5. マッチングした事業の進捗を把握し、必要に応じて支援をする。
- 6. マッチングした事業の成果を把握し、情報を発信する。
- 7. その他地域の実情に合わせた共助の仕組みを拡大・強化する取組を実施する。
- ⇒ マッチングは、専門家と団体に限らず、地域の人や行政等とも様々なマッチングを行い、場合によっては社会貢献 活動事業のアドバイスなどを行う
- ⇒ 協働のマッチング、協働の基盤(共助)づくりを行うことを目的としている

# 【盛人大学】

主に50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的に、平成18年度に開校 多くの盛人世代の方々が盛人大学で学び、その学んだことを活かして、それぞれの地域で川口の元気づくりのため 社会貢献活動を行っている。(協働の基盤づくり)

全9コース 受講生 280名 ※令和元年度受講者数 R1.6.30現在

(A社会教養、B心理カウンセリング入門、C国際、D健康生きがいづくり、E地域デザイン、Fボランティア入門、 G郷土川口再発見、H社会起業・ビジネス、I農業体験)



川協推発第136号 令和2年1月9日

川口市協働推進委員会委員長 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

本市における協働の推進に関する施策について(諮問)

川口市協働推進条例(平成24年条例第15号)第12条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項 本市における協働の推進に関する施策について
- 2 諮問理由 川口市協働推進条例は、川口市自治基本条例に定める自治実現のため、協働の基本理念や原則等を定めており、貴委員会において、協働を総合的に推進するため、 条例の運用に関する検証及び協働の推進に関する重要事項を協議していただいております。

本市の協働の推進状況については、平成29年11月24日に「本市における協働の環境づくりと啓発について」にて諮問し、川口市協働推進委員会にて審議をいただいたところ、令和元年6月28日に、「1協働の啓発・育成、2情報発信、3協働の場作り、4制度・体制、5協働の推進にあたって」の5つの項目について、協働を推進していく上での要点をまとめた答申をいただきました。

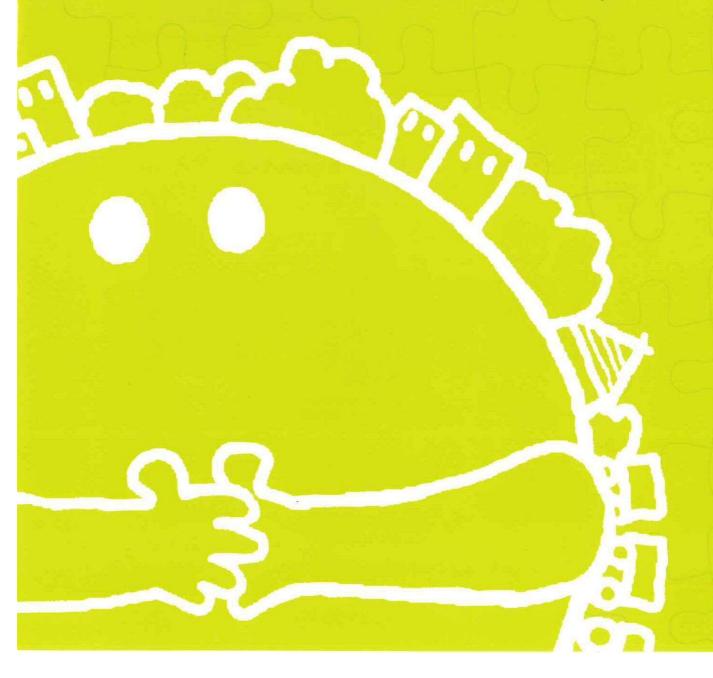
そのことを踏まえ、貴委員会においては、地域を元気にするまちづくりを考えるにあたり、前回の答申を実現する上で、前提となる「3協働の場づくり」について、より具体的に審議していただきたいと考えております。また、その議論を進めていくにあたっては、前回の答申の「5協働の推進にあたって」に記載のあるとおり、外国人住民が参加しやすいような視点をふまえた議論をしていだき、本市における協働の推進に関する施策の手法について、ご意見を賜りたく、諮問をいたします。



# 通称 まちはみんなでつくるもの条例

川口市協働推進条例 平成24年4月1日施行

協働で幸せに 暮らせる地域社会を 実現します!



# まちはみんなでつくるもの条例とは?

川口市は「**まちはみんなでつくるもの**」という精神で市政を進めてきました。 川口市の憲法にあたる自治基本条例(第5条)に、市の自治の基本的な考え方として 「協働」が定められています。それをもとに協働推進条例では、多様な協働の担い手が知恵と力を ともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めています。 条例の通称名に「まちはみんなでつくるもの」という精神を込めて表わしています。



# 「協働」とは?

市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くために、「知恵」と「力」をともに出し合うことです。

### 多様化するまちづくりのテーマ

- (例)・子育て・歴史・文化・スポーツ
  - ·教育 · ·
- ・景観・街並み
  - ・福祉
- ·防災·防犯
- ·環境 ·河川

- ·雇用·若者支援
- ・健康づくり
- マンション管理
- ・みどり
- ・地域活性化・個性化 ・コミュニティ形成
  - ・まちづくり推進 など

これからは 協働することで

みんなが担い手となって、多様化するまちづくりの 課題解決を進めていくことが大切です。







市民団体 (NPO・ボランティア団体等)



市民、地縁団体、市民団体が 手を取り合い、事業者と教育機関は それらを支え協働します。







※市民とは、市内に在住、在勤、在学または公益を目的として市内で活動する者をいいます。



# 協働の役割・ルール・仕組み

### 協働の3つの役割

### 社会との協働

- 社会貢献
- ●ボランティア活動
- ボランティア学習
- 地縁活動や市民活動の支援
- まちづくりの
- サポート ●寄附 など…



# 地域における協働

- ●地域の特性や特色を生かした まちづくり
- 課題発見・解決の場や 組織の整備 など…



# 市との協働

- それぞれの強みを 生かした協働事業 提案制度
- ●協働の人づくり
- ●情報ウェブサイト
- ○コーディネート
- 指定管理 など…



#### 協働の大切なルール

- ┪自主性を尊重する。
- √ お互いの違いを認め合う。
- ✓ 多様で開かれたつながりをつくる。 ✓ 意見・行為に責任。
- √ それぞれの強みを生かす。
- ┪情報を共有する。
- ✓社会性を高める。
- 一方的な要求や権利の濫用はしない。

#### 協働でまちづくりをするための仕組み

○ 協働の人づくり

協働への関心を深め担い手を育てていきます。

◎ 窓口の設置

協働の相談や提案の窓口を市に設置します。

○ 市の総合的な体制

総合的なコーディネートを行います。

協働推進委員会

学識経験者、知識経験者、市民等による協働推進委員会を設置し、条例の運用、総合的な 協働推進をします。

# 川口市協働推進条例 (通称 まちはみんなでつくるもの条例)の構成

#### 目的(第1条)

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

#### 定義(第2条)

1 市民等(市民、地緣団体、市民団体)

3 事業者

5 協働

2 市

4 教育機関等

#### 基本理念(第3条)

- 1 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- 2 それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

#### 協働の原則(第4条)

- 1 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。
- 2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

市民等の役割 (第5条)

地域における 協働の仕組みづくり (第9条) 市の役割 (第6条)

協働を推進する 体制の整備 (第10条) 協働の人づくり (第7条)

協働推進 委員会の設置 (第11~13条) 協働の提案 (第8条)

国等との連携 (第14条)

#### 条例をつくるにあたり -

社会、経済の成熟に伴い、個人の価値観が多様化、複雑化し、行政だけではそのニーズや課題への対応ができなくなってきています。

都市化や核家族化の進展に伴い、人々のつながりが希薄化し、生活上の悩みや問題を家族や近隣では解決できなくなっています。

さらに、平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、人間は自然の前では無力であること、人間は助け合わなければ生きていけないことを改めて教えられました。市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くためには、一人ひとりの違いや個性を認め合い、多様で開かれたつながりを創っていく必要があります。

川口市は、人と人のつながりを大切にし、町会・自治会など地縁組織がコミュニティづくりに大きな役割を担ってきました。平成12年のボランティア国際年を機に「日本一のボランティアの街」を目指してきました。人や社会に役立ちたいという市民の気持ちや行動により、社会のさまざまな課題を解決することで、人と地域、社会の成長につなげていくことが必要です。

市民一人ひとりが、主体的に地域や社会に関わり、知恵と力をともに出し合う市民力と地域力により「まちをみんなでつくる」ために、平成24年4月、川口市協働推進条例(通称 まちはみんなでつくるもの条例)を施行しました。

問い合わせ先 川口市 市民生活部 かわぐち市民パートナーステーション

住所: 〒332-0015 埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟 M4階

電話: 048-227-7633 FAX: 048-226-7718 mail: volun@city.kawaguchi.lg.jp

#### 川口市協働推進条例(通称 まちはみんなでつくるもの条例)

(目的)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第5条第3項の規定に基づき、本市 における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するため に必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 市民(市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。以下 この号において同じ。)
- イ 地縁団体 (町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団 体をいう。以下同じ。)
- ウ 市民団体(市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。)
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。
- (5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念により、協働を推進する。
- (1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- (2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

- 第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。
- 2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、 分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解する とともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。
- 2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよ う努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

- 2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。
- 3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。
- 4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を広げるものとする。

(協働の人づくり)

第7条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

(協働の提案)

第8条 市は、協働の提案に必要な制度を整備するものとする。

- 2 市は、市民等から協働の提案を受けたときは、提案者の立場に立って誠実に協議するものとする。 (地域における協働の仕組みづくり)
- 第9条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。
- 2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに行う前項に規定する活動が、協働の基盤と なることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

(協働を推進する体制の整備)

- 第10条 市は、協働を推進するための総合的な体制を整備するものとする。
- 2 市は、市民等からの協働の提案について総合的な調整を行う窓口を設置するものとする。

(協働推進委員会の設置)

第11条 この条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するため、川口市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

- 第12条 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況の検証その他協働の推進に関する重要事項 について調査審議する。
- 2 委員会は、前項に規定する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

- 第13条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(国等との連携)

第14条 市及び市民等は、協働の推進に当たり、国、埼玉県、近隣の地方公共団体その他関係団体等との連携に努めるものとする。

(条例の見直し)

第15条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

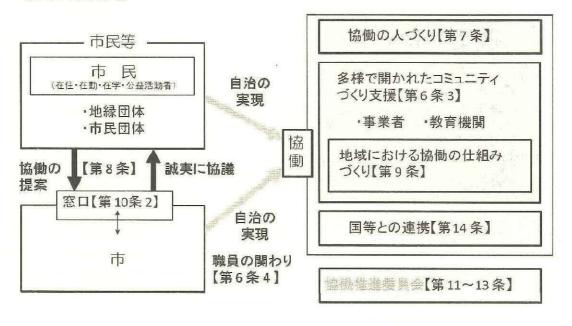
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。

## 《全体構成図》



#### 〔説明〕

この条例の全体構成を図で表すと上記のようになります。「市民等(市民、地縁団体、市民団体)」と「市」は、ともに「自治」を実現する手段として「市民と市の協働」を推進することを目的としています。協働の人づくり、多様で開かれたコミュニティづくり支援、地域における協働の仕組みづくり、国等との連携等を推進します。「事業者」や「教育機関」は多様で開かれたコミュニティづくりを支援します。「市民等」は「市」に協働を提案することができ、「市」は「誠実に協議」する責務を有しています。運用状況の検討と推進のために「協働推進委員会」を設置します。

# 川口市協働推進条例 (通称 まちはみんなでつくるもの条例) の手引き

川口市

「通称 まちはみんなでつくるもの条例」 について

本市は、「まちはみんなでつくるもの」という精神で市政を進めてきました。協働推進条例の通称名に その精神を込めて表わしています。

#### 日次

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(基本理念)

第4条 (協働の原則)

第5条(市民等の役割)

第6条(市の役割)

第7条(協働の人づくり)

第8条 (協働の提案)

第9条(地域における協働の仕組みづくり)

第10条(協働を推進する体制の整備)

第11条 (協働推進委員会の設置)

第12条 (委員会の所掌事務)

第13条(委員会の組織及び運営)

第14条 (国等との連携)

第15条(条例の見直し)

第16条(委任)

附則

#### 〔説明〕

本条例を体系として整理すると目次のようになります。第 1 条から第 3 条は全体に通用する包括的な規定について、第 4 条から第 6 条は協働の原則について、第 7 条から第 16 条は協働を推進するための仕組みについて定めています。

#### 【条例の構成についての説明】

条例の規定は、通常「条」を基準に構成されます。

「条」がいくつかの段落に分かれている場合、この段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、 以降順番に「第2項」「第3項」…と言い表します。第2項以降には、通常その先頭に「2」「3」…と 数字が振られます。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1)(2)(3)…のように括弧書きの数字が振られます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」「第3号」…と言い表します。1つの号の中をさらに細分化して列記する必要がある場合には、「ア」「イ」「ウ」…と言い表します。

(目的)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の目的を明らかにし、定めています。最初に本条例が川口市自治基本条例にもとづいて定めるものであることを明記しています。
- (2) 自治基本条例では、「協働」については、重要な項目と受け止め、総則の場所に位置付けられています。同条例第5条第3項では、協働を推進するために条例を整備することが明記されています。自治基本条例は平成21年4月1日から施行されましたが、協働の推進に関しては、ある程度時間をかけて検討していく必要があることから、別に条例で定めるものとし、その期限は、附則第2号により、平成24年4月1日までに規定で定めることとされました。
- (3) 川口市協働推進条例を定める目的は自治の実現にあり、自治とは市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指すものとし、そのために、①協働の原則、②仕組みの2つを明らかにし、協働を推進するために必要な事項を定めることを述べています。

#### [参考]

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第5条

(市民と市の協働)

- 第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。
- 2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。
- 3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 市民(市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。 以下この号において同じ。)
    - イ 地縁団体(町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。)
    - ウ 市民団体(市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。)
  - (2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。
- (5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

#### [説明]

- (1) ここでは、この条例の解釈にあたり明確にしておかなければならない、協働の担い手と協働の定義を定めています。
- (2) 第1号は、「市民等」の定義です。

第1号アは、「市民」について述べています。

この条例では、市外から市内に在勤、在学する方や市内で活動している個人(自然人)も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが期待されるとの考えから、「市民」に含めています。活動とは、公益を目的とした活動のみならず、社会を豊かにする多様な活動を想定しています。なお、国籍を問うものではありません。

(3) 第1号イは、「地縁団体」について述べています。

いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体です。その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体とは、マンション管理組合なども含まれます。本市においては、地域における協働の取り組みの担い手としての役割を果たすものと考えられます。

(4) 第1号ウは、「市民団体」について述べています。

共通の関心に基づき自主的に形成された団体(テーマ型コミュニティ)で、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、趣味やスポーツなどの生涯学習団体等を想定しています。法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。なお「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、活動に必要な費用を確保した上で差し引いた利益は団体の構成員に分配せずに社会貢献の費用とするという意味です。

- (5) 第2号は、「市」の定義です。
  - 一般的には、「市」というと法人としての「川口市」のことを指しますが、この条例では、「市」については、議会と市長その他の執行機関のことをいいます。
- (6) 第3号は「事業者」の定義です。

「事業者」とは市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農商工団体等を想定しています。「事業者」は、川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第10条で、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努める」と規定されております。また、川口市自治基本条例の手引きの中では、「市との協働には、地縁による団体、市民団体(NPO 法人等を含む)や事業者も当然のことながら想定しています」と記載している通り、協働の推進においてもその担い手として位置付けられています。

(7) 第4号は「教育機関等」の定義です。

小学校、中学校、高等学校、大学(短期大学を含む)、社会教育施設、公共職業能力開発施設(大学校)、専修学校、各種学校などを、「研究機関」とは公共、大学、民間で設置する研究所を想定しています。こうした団体が、自らの専門性をより積極的に活かすとともに、教育を通じて協働の担い手を育成する重要な役割を果たすことから一つの項目として記載しております。

- (8) 事業者及び教育機関等は、市民や市と協働することによって、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが期待されています。
- (9) 第5号は、「協働」の定義です。

一般的に「協働」は多様な場面で使われる用語です。多様な協働の担い手の間で構築する基本的な協力関係や、連携・協力による事業を想定した場面で使われます。

本市においては、自治基本条例第2条第3号に規定する自治、すなわち「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築く」ために、「まちはみんなでつくるもの」という精神に基づいて「知恵と力を共に出し合う行為及び活動」を本市における「協働」として位置付けています。その考え方に基づき、協働の担い手が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することを基本的な考え方としています。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

(10) 但し、営利や布教、政治を目的とした行為及び活動を除きます。 反社会的団体は除きます。

#### [参考]

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第2条第3項

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (3) 自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

#### § 用語の解説 §

#### 【市長その他の執行機関】

市長のほか、それぞれ行政執行権限を有する地方自治法第 180 条の 5 から第 202 条の 2 で規定している各種委員会及び委員(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)を指します。なお、職員は主にこれらの執行機関が任命し、その命により職務を行います。

#### (基本理念)

- 第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念により、協働を推進する。
  - (1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
  - (2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、協働の基本理念として、協働に対する姿勢や考え方を規定しています。
- (2) 本条例においては、自発的な市民個々の多様性を認識しあうとともに、市民同士または市政の運営とよりよい関係を構築し、ともに社会を支えあうことを基本理念としています。
- (3) 第1項は、協働の担い手の相互関係について定めています。市民一人ひとりの固有の価値や個性を 尊重し、多様なつながりを創ることによって相互に新しい可能性を生み出し育ててゆくべきことを述 べています。
- (4) 第2項は、多様な協働の担い手のそれぞれの長所を生かす社会づくりについて述べています。協働の担い手が、時代や社会情勢の変化等に応じてそれぞれの役割や、地域、社会のあり方についての意識を変え、人と地域、社会全体を成長させるとともに、子供たちや次の時代に継承してゆくことが協働の基本理念であることを述べています。

#### (協働の原則)

- 第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。
- 2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合において は、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、協働の目的を達成するための基本的な原則を定めています。
- (2) 第1項は、協働の担い手の相互尊重についてです。

協働の担い手はそれぞれの立場や性格に応じて自らの求めるところによって活動しています。その 目的、活動内容、方針、規模などは多様です。協働を行う前提として、互いの自主性を尊重し、共感 することが重要です。一方的な要求になったり、権利の濫用になってはなりません。ここでの社会性 とは、協働するときに、広く市民の共感が得られることをいいます。

(3) 第2項は、情報共有についてです。協働を進めていく上で、互いに情報を共有することが重要です。本市では、市が説明の責務を果たし市政への市民参加と協働の推進を図るため、情報の「公開」に関して必要な事項を情報公開条例で定めています。本条例では、協働の担い手が双方向で、情報を「発信」「活用」すべきことについて述べています。情報を分かりやすく適切に流通させるためには双方が情報管理に努力することが求められます。

#### [参考]

川口市情報公開条例(平成 12 年 9 月 27 日 条例第 49 号)(第 1 条)

#### (市民等の役割)

- 第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解するとともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。
- 2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、市民等の役割について述べています。
- (2) 第1項は、地域や社会への貢献について定めています。市民等とは、第2条第1号に定めた市民、地縁団体、市民団体をいいますが、本条例第9条第2項に記載した地域における協働においては、事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。それらは多様な価値を自ら追求しながら地域や社会を構成しており、市民全体として、社会における幅広いニーズへの対応、安心の実現、活力の維持などに大きく貢献しています。その役割を理解するとともに、市民自らが地域や社会の一員であることを自覚し、地域社会と社会全体の両方に関わりを持つように努めることを規定しています。
- (3) 第2項は、主体的な関わりと社会的責任について定めています。市民等は、協働するとき、自らの意見と行為に責任を持つ必要があります。地域社会や社会全体に関心を持ち、その課題を人任せにせず、まちを良くするために自分に何ができるかを考え、自発的に取り組むように努めることを述べています。事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

#### (市の役割)

- 第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。
- 2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。
- 3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。
- 4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を広げるものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、協働を行う上での市の役割について定めています。
- (2) 市は、協働のための環境を整える上で、重要な役割を担っています。第6条は主としてその点について規定しています。市は、自治基本条例第22条(行政組織)で規定するように、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となる組織に整備する必要があります。

協働についても、責任の所在を明らかにした上で、誠実に対応します。

- (3) 第1項では、協働を推進するにあたり、市は、市民の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果 的に推進する役割があることを定めています。単に任せてしまうのではなく、役割を分担し、よりよ い成果が得られるよう、目標の設定、よりよい関係の構築、推進方法等など全体の調整をおこないま す。そのためには市民の視点、知恵と力等を市の運営に活かすことが重要です。
- (4) 第2項では、自治基本条例第9条(地縁による団体及び市民団体による活動)に定められていることを踏まえ、さまざまな協働の主体の中でも、地縁団体や公益を目的とした活動をする市民団体を協働の中心的な担い手と位置付け、支援することを定めています。なお、これは地縁団体と市民団体以外に協働の担い手がないということではありません。
- (5) 第3項は協働の基本である「つながり」が重要であり、それを踏まえた上で、基本理念の第3条第 1項で定めた「互いの違いを認め合い、開かれた多様なつながりを創造する」という考え方からコミュ ニティを支援することを定めています。
- (6) 第4項では、職員の育成について述べています。協働の現場での実際の対応や協働推進において、 職員の意識が重要であることから、研修等による理解を促すとともに、協働に直接関わる場や機会を 増やすことを定めています。

職員については、自治基本条例第24条で「職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない」と規定されており、協働の推進においても同様の役割が期待されます。

#### [参考]

川口市は市の基本構想第四次総合計画で、「市民同士および市民と市が共に協働することができる環境づくり」の推進を定めています。

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第9条

(地縁による団体及び市民団体による活動)

- 第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。
- 2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

川口市自治基本条例(平成 21 年条例第 6 号)第 22 条

(行政組織)

第22条 市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第24条

(職員の責務)

第24条 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自 治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

(協働の人づくり)

第7条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、条例の担い手の育成について定めています。
- (2) 協働は人と人とのつながりの上に行われるものであり、協働の推進は、担い手の育成を抜きにして 語れません。担い手の育成は重要であるため、「まちはみんなでつくるもの」という通称のとおり、市 民誰もが皆取り組むものとし、仕組み部分の最初の条文として定めています。ここでいう「みんな」 とは協働の担い手である、市民等、市、事業者、教育機関等を表します。また、次世代につながる「市 民が市民として幸せに暮らせる地域社会」の実現のために、青少年から高齢者まで含めてみんなの協 働への関心を高め、参加の機会を拡大することを想定しています。

#### [参考]

また川口市は市の基本構想の中で、基本理念の(4)に「人づくり・ものづくりの継承と発展」を定めています。

(協働の提案)

第8条 市は、協働の提案に必要な制度を整備するものとする。

2 市は、市民等から協働の提案を受けたときは、提案者の立場に立って誠実に協議するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の提案について定めています。
- (2) 第1項は提案制度の整備について定めています。協働の担い手が発意し、協働で行う事業を提案、 実施するための「協働事業提案制度」をつくることを想定しています。制度を整えることによって、 提案した協働がより効果的に行われることを目指した規定となっています。「協働事業提案制度」は多 様な協働の担い手に応じた様々な形態や支援の方法が想定されます。
- (3) 自治基本条例では、第5条第2項において「市は、市民から協働を求められたときは、これに対し 当該市民と誠実に協議するものとする」と定めています。これを受けて、第2項では、協働提案を受けた際に市が責任を持って対応(相談、応答、記録等)をすることを定めています。

「提案者の立場に立って」とは、川口市自治基本条例第22条の手引きのとおり、市民にとってわかりやすく、市民ニーズに叶う、公的責任を果たせるものであること等を包含した表現です。市は、本条例第6条に基づき「協働を総合的かつ効果的に推進する」ものです。

#### (地域における協働の仕組みづくり)

- 第9条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。
- 2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに行う前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、地域における協働の仕組みづくりについて、定めています。
- (2) 地域の特色や特性を生かして、地域の課題を解決する場として、「まちはみんなでつくるもの」という通称のとおり、協働の担い手誰もが参加でき、連携していく組織づくりを想定しています。
- (3) 自治基本条例第8条と第9条ではそれぞれ、市民同士の助け合いを通じた自治の実現と、地縁団体による活動を通じた自治の実現について定めており、前項に規定する活動が協働の推進において重要であることから、市が支援するものとしています。

#### [参考]

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第8条

(市民の互助)

第8条 市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権 利及び利益を尊重しなければならない。

#### 川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第9条

(地縁による団体及び市民団体による活動)

- 第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。
- 2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

#### (協働を推進する体制の整備)

- 第10条 市は、協働を推進するための総合的な体制を整備するものとする。
- 2 市は、市民等からの協働の提案について総合的な調整を行う窓口を設置するものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、協働を推進する体制の整備について、定めています。
- (2) 第1項において、総合的な推進体制とは、協働の推進に対応した行政組織の役割分担、責任体制の整備や構築を想定しています。

自治基本条例第23条第2項で規定されているように「職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の遂行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努める」ことが重要です。

(3) 第2項では、市民等からの協働の提案について総合的なコーディネートを行う窓口の設置について明記しています。協働の提案については、基本的に市の各部署が直接対応します。しかし、その内容は多岐に渡り、担当部署がはっきりしない場合や複数の場合、市民同士の協働における情報提供が必要な場合など、現在の体制では対応が難しくなってきています。そのため、このような提案については、関係する可能性がある該当部署およびその他外部の機関と協議や連携をしながら、この窓口が総合的な調整を担当することを想定しています。

#### [参考]

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第23条

#### (行政組織)

- 第23条 市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。
- 2 市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

#### (協働推進委員会の設置)

第11条 この条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するため、川口市協働推進委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは協働推進委員会の設置について定めています。
- (2) 「川口市協働推進委員会」は、①条例の運用状況についての検討や、②総合的な協働推進のための活動を行います。
- (3) 運用状況についての検討とは、市の協働のため環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくことを想定しています。
- (4) 総合的な協働推進とは、たとえば、協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の 確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづく り、協働のための資金運用等が想定されます。

#### (委員会の所掌事務)

- 第12条 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況の検証その他協働の推進に関する重要事項について調査審議する。
- 2 委員会は、前項に規定する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは委員会の所掌事務について定めています。
- (2) 委員会は、この条例の運用状況を必要な時期に見直し、評価します。市長の諮問に応じて、協働の推進に関する重要事項について調査や審議をし、答申を行います。そのほかに、協働の推進に関して委員会の発議で市長に提言を行うことも想定しています。

### (委員会の組織及び運営)

- 第13条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市民
  - (2) 市内の民間団体から選出された者
  - (3) 知識経験者
  - (4) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、委員会の組織と運営について定めています。
- (2) 第1項では委員数について、15人と定めています。
- (3) 第2項では委員の構成について定めています。「(1)市民」の委員については公募の枠をできる限り 多く設けることを想定しています。
- (4) 第3項では委員の任期について定めています。
- (5) 第 4 項では第  $1\sim3$  項に定めるもの以外で委員会の組織と運営に関して必要な事項は、別に規則で 定めることとしています。

#### (国等との連携)

第14条 市及び市民等は、協働の推進に当たり、国、埼玉県、近隣の地方公共団体その他関係団体等 との連携に努めるものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、協働の推進のため、市の枠を超えた広範囲の連携について定めています。
- (2) 広域的な視点からの連携は、自治基本条例第31条第1項と第2項で規定されているように、市内に留まることなく、広く、国や埼玉県、隣接の地方自治体、諸外国並びに同じ目的をもつ関係団体などと行われることもあります。ここでは、市と市民が広い視野を持って、共通の課題解決のために、連携して果たすべき役割に努めることを定めています。

#### [参考]

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第31条

(国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流)

- 第31条 市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共通する課題に対して、 これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない。
- 2 市は、平和、人権、環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く国際交流に努めるものとする。

#### (条例の見直し)

第15条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

#### 〔説明〕

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の見直しに関して定めています。
- (2) 時代や社会情勢の変化等によって、条例で定めるべき内容は変わってくることがあります。また、 条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じること もあります。そうしたことから、市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する必要性を明示す ることによって、実際的に活用される条例を目指します。

#### (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 〔説明〕

(1) ここでは、この条例に定めるもの以外で、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

## 附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第11 条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。



川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市協働推進委員会委員長 邉田 武久

#### 本市における協働の環境づくりと啓発について(答申)

平成29年11月24日付け諮問(川協推発第111号「本市における協働の環境づくりと啓発について」)について、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

川口市においては、人口が60万人(うち外国人約3万6千人)に到達し現在も少しずつ増加を続けています。しかし、本市においても人口減や少子高齢化の不安を抱える中、人々の暮らしや経済情勢などの社会環境は変化を続け、市民のニーズは移り変わりを見せており、街をますます元気にするためには、その多様な市民ニーズにできるだけ多く応えることが必要となっています。そのためには行政だけでなく市民の力が必要であり、協働の重要性はますます高まっています。

まず、協働の素地づくりとして、市民が社会の課題に目を向け積極的に社会参画をする必要があります。アクティブシニアの参画はもちろんのこと、現役世代や次代を担う若者世代の積極的な社会参画が期待されます。小学校、中学校、高校、大学、夜間中学、各種学校などの各世代が、世代に見合う参加しやすいボランティアなどに参加できるようなプログラムを作り社会参画への垣根をなくしつつ、次代の担い手を育てるための多世代参加による社会参画の仕組みが必要です。

素地づくりという点においては、ボランティアなどの活動を支え、市民ニーズに応える市民団体の新規設立や発展、市民団体同士の連携も必要です。市内には、多くの市民団体が活動していますが、担い手、情報発信、資金、活動場所といった様々な課題を抱える団体が散見されることから支援をすることが必要です。

そのうえで、今回の諮問における協働の環境づくりと啓発という点において、川口市においては、まず「協働とは何か」、「協働すれば何ができるのか」、「どうすれば協働できるのか」を市民と行政双方が理解をするところから始める必要があります。市民と行政が協働するにあたっては、双方が協働を理解し、一方的ではなく対等なパートナーとして互いに足りない部分を補完し合い相乗効果を得ながら進めていくことが、協働を長続きさせ、広めていくことに繋がると考えます。

さらに、協働の環境づくりのためには、必要な情報、とりわけ市内の市民団体のこと、協働の先進事例、そして団体への支援などについて、検索しやすい方法で利用頻度の高いSNSなども取り入れ、適時に発信していく必要もあります。可能であれば、それらの情報を総括しコーディネートをした上で提供することができれば、より必要な情報や支援が団体に届くことになり、より一層、協働が推進されるものと考えます。

以上のことを踏まえ、以下の内容を答申いたします。

#### 1 協働の啓発・育成

市民や職員に協働の必要性やルール、先進事例等について定期的に伝えること

#### 2 情報発信

協働推進課の事業、かわぐち市民パートナーステーション登録団体及び社会貢献活動等について、 インターネットを利用して広報すること。なお、インターネットの利用に関しては、以下の点に気 をつけること

- (1) 文字情報にとどまらず画像や写真等を利用し分かりやすい情報掲載に努めること
- (2) 必要な情報にたどりつきやすくするため、掲載内容を項目化し、体系立てて掲載すること
- (3) 登録団体の紹介では、閲覧者が必要な団体を見つけやすいよう、事業分類ごとにまとめる などの検索しやすい仕組みとすること
- (4) SNS等の新たに発生するツールも含めて研究に努め、世代に応じた適切なメディア手法 を活用すること
- (5) インターネットはアクセスしにくい環境にいる者を考慮し、発信する情報に合わせた広報 の手段を検討すること

#### 3 協働の場作り

協働、ボランティア及び地域イベントの場などで、世代を超えて参加しやすい仕組みをつくること。また、青少年の全ての年代が参加できる社会貢献活動プログラムを実施すること

#### 4 その他制度・体制等

- (1) 市民団体が必要とする情報提供、困りごとへの相談、ヒトやモノなどのコーディネートに対応できる体制を整えること
- (2) 助成金のルールにインセンティブの項目を設けるなど、新規団体や協働事業の立ち上げを促すよう努めること
- (3) 既存の事業やイベントに参加した青少年が、継続して参加できるような仕組み(表彰制度やポイント制度の拡充)を検討すること

#### 5 協働の推進にあたって

地域を元気にするまちづくりを日本人と外国人が一緒になって推進できるよう、行政の事業や地域の活動に外国人が参加しやすいよう検討すること

追加資料

#### 川口市協働推進委員会規則 (平成24年12月7日規則第78号)

最終改正: 平成28年3月29日規則第24号

改正内容: 平成28年3月29日規則第24号 [平成28年12月31日]

○川口市協働推進委員会規則

平成24年12月7日規則第78号

改正

平成28年3月29日規則第24号

川口市協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市協働推進条例(平成24年条例第15号)第13条第4項の規定に基づき、川口市協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席及び資料の提出)
- 第4条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。